

大学連携推進会議要綱

令和8年3月31日議長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学連携推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長等の職務)

第2条 座長は、推進会議を代表し、推進会議を総括する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、次の事項について調査検討を行う。

(1) 県政の重要課題に関する若者からの意見聴取に関すること。

(2) 大学連携の充実強化に向けた取組に関すること。

(3) そのほか、大学連携の推進に関すること。

2 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、座長を含むその委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第4条 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 議長及び副議長は、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、座長が必要があると認めるときは、会議に諮り、これを公開しないことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、議会事務局において処理する。

付 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。